

水資源分野における気候変動への適応策のあり方検討会

規 約 (変更案)

(名称)

第一条 本会を「水資源分野における気候変動への適応策のあり方検討会」(以下「検討会」と称する。

(目的)

第二条 近年、少雨化や年降水量の変動幅の拡大、少雪化の現象が確認されている。今後、気候変動により今まで経験したことのない大渇水が発生する可能性があるため、将来の渇水規模・頻度を科学的に把握し、その対応策を含めた適応の方向について検討する。また、水源が枯渇し、国民生活や社会経済活動に深刻かつ重大な支障が生じる「ゼロ水」(危機的な渇水)への対応策について検討する。

検討に当たっては、気候変動要因を科学的に把握するために、気候変動や水利用等を専門とする有識者の最新の知見が必要不可欠である。

このため、本会を設置して、有識者の最新の知見を反映しつつ、検討を行う。

(検討会)

第三条 検討会は別紙の名簿の委員により構成する。

- 2 検討会には座長をおくこととし、座長は委員間の互選によってこれを定める。
- 3 座長は会務を総括し、座長に事故があるときは座長があらかじめ指定した委員がその職務を代行する。
- 4 座長は検討会の目的を遂行するために必要と認めた場合は、検討会に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 5 検討会は、審議の必要があるとき、座長が招集するものとする。

(事務局)

第四条 検討会の事務局は、国土交通省水管理・国土保全局水資源部水資源計画課総合水資源管理戦略室及び国土技術政策総合研究所河川研究部水循環研究室におく。

(雑則)

第五条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、座長が検討会に諮って定める。

(附則)

この規約は平成26年〇月〇日より適用する。

水資源分野における気候変動への適応策のあり方検討会

委員名簿

沖 大 幹 東京大学 生産技術研究所 教授

狩 野 裕 二 東京都水道局 総務部 施設計画課長

滝 沢 智 東京大学大学院 工学系研究科 都市工学専攻 教授

立 川 康 人 京都大学大学院 工学研究科 社会基盤工学専攻 教授

仲江川 敏之 気象研究所 気候研究部 主任研究官

鎗 水 徹 福岡市水道局 浄水部 水管理課長

(敬 称 略)

(五 十 音 順)